

香川県条例第4号

香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(大学院)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>大学院に置く研究科及び課程並びに研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">研 究 科</th> <th style="text-align: center;">課 程</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保健医療学研究科</td> <td style="text-align: center;">修士課程</td> <td style="text-align: center;">看護学専攻</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">博士課程</td> <td style="text-align: center;">臨床検査学専攻</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>博士課程は、前期及び後期の課程に区分する。</u></p> <p>(修業年限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>大学院の修業年限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、当該期間を超える修業年限とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>修士課程 2年</u></p> <p>(2) <u>博士課程の前期の課程 2年</u></p> <p>(3) <u>博士課程の後期の課程 3年</u></p>	研 究 科	課 程	専 攻	保健医療学研究科	修士課程	看護学専攻	博士課程	臨床検査学専攻	<p>(大学院及び研究科)</p> <p>第4条 大学に、大学院を置く。</p> <p>2 <u>大学院に、保健医療学研究科を置く。</u></p> <p>(修業年限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 大学院の修業年限は、<u>2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、2年を超える修業年限とすることができる。</u></p>
研 究 科	課 程	専 攻							
保健医療学研究科	修士課程	看護学専攻							
	博士課程	臨床検査学専攻							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日に香川県立保健医療大学の大学院に学生として在学する者がこの条例の施行の日以後引き続き学生として在学する期間（同日以後に当該大学院に再び学生として入学する場合における当該入学の日以後の期間を除く。）における当該者についての学生としての課程、専攻及び修業年限については、改正後の香川県立保健医療大学条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1) 略				(1) 略			
(2) 香川県立 保健医療大学	略			(2) 香川県立 保健医療大学	授業料 略 大学院 学生 研究生 科目等履修生 特別聴講学生 聴講生	1年度 1月 1単位 1単位 1単位	535,800円 29,700円 14,800円 14,800円 14,800円
大学院において修業年限が2年（博士課程の後期の課程にあつては、3年）を超える場合の授業料は、別に規則で定める。				大学院において修業年限が2年を超える場合の授業料は、別に規則で定める。			
(3)～(35) 略				(3)～(35) 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～235の2 略				1～235の2 略			
236 香川県立保健 医療大学入学選考 手数料	略 修士課程又は博士課程の 前期若しくは後期の課程 略			236 香川県立保健 医療大学入学選考 手数料	略 大学院 学生	1件	3万円

237 香川県立保健 医療大学入学金	略 <u>修士課程又は博士課程の 前期若しくは後期の課程</u> 略
238~598 略	

備考
略

	研究生	1件	9,800円
	科目等履修生	1件	9,800円
237 香川県立保健 医療大学入学金	略 大学院		
	学生		
	県内者	1件	197,400円
	その他の者	1件	366,600円
	研究生	1件	84,600円
	科目等履修生	1件	28,200円
238~598 略			

備考
略